

緊急情報携帯メール配信サービスを開始します

2月1日から緊急情報を携帯電話のメールに配信するサービスを開始します。

配信される情報は、警報の発令及び解除、火災など災害の発生、笠岡市災害対策本部の設置及び解散、災害時の交通情報、その他の必要と思われる情報です。

申込方法：携帯電話のメールで、「緊急情報メール受信希望」と記入し、住所・氏名・携帯電話番号を送信してください。

申込先…john@city.kasaoka.okayama.jp

問合せ：総務人事課

☎2121

福祉の手当てアラカルト

○児童手当

国・県・市と事業主が費用を持ち合い、出生から9歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育する人に支給されます。

○児童扶養手当

父親のいない家庭や実質的に父親が不在の家庭などで、

18歳未満の児童または心身に障害のある20歳未満の児童を養育している人に支給されます。

問合せ：子育て支援課

☎2132

○特別児童扶養手当

20歳未満で目や耳、身体の不自由な児童、知的障害児、情緒障害のある児童を家庭で育てている人に支給されます。

○特別障害者手当

20歳以上で、重度障害の重複により日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅の障害者に対して支給されます。

○障害児福祉手当

精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常に介護の必要がある20歳未満の在宅児童に対して支給されます。

問合せ：福祉推進課

☎2133

森づくりを応援します

○苗木の斡旋

山への植林を計画している人のために苗木を斡旋します。種類：スギ、ヒノキなど

申込期限：2月10日(木) 配布：3月上旬予定

○造林補助金制度

山林に50アール以上植林する場合は、国と県の補助金が受けられます。

なお、10アール以上でも補助金の対象となる場合（松くい虫被害跡地への植林など）がありますので、事前にお尋ねください。

申込み・問合せ

耕地林務課 ☎2145

確定申告用国保税・介護保険料支払証明書の発行

1/17(月)

所得税・市県民税申告用の平成16年中に納付された国民健康保険税、介護保険料の支払証明書を税務課窓口で発行します。

必要なもの：本人（証明の要な人）または、本人と生計を一にする家族の場合は申請人の認印

※これ以外の場合は、証明の必要な人の同意書及び申請人の認印

※口座振替者には、一月上旬に証明書を発送します。

問合せ：税務課 ☎2116

国民年金のおはなし

20歳になったら国民年金の仲間入り

新たな年を迎えました。今年も成人式の季節となり、誇らしげな晴れ着姿の新成人を見かけた人もいらっしゃることでしょ。

成人といえば、20歳になり大人の仲間入りです。そして、20歳になれば、厚生年金などの公的年金に加入していない人は国民年金への加入が義務づけられています。

「老後なんて先のこと…」とお思いの人もおられるようですが、そんなことはないのです。

きちんと加入手続きと国民年金保険料の納付をしていなければ、65歳からの老齢基礎年金だけでなく、万が一の事故や病気で重度の障害が残ったときに障害基礎年金を受け取ることができなくなります。

長い人生を支える年金制度です。一度ご自分やご家族の年金について考えてみてはいかがでしょうか。

問合せ…保険年金課年金係 ☎69-2129



伝言板

だまされないで

契約のトラブル

クーリング・オフ期間を過ぎた契約の解除

訪問販売や電話勧誘販売による契約のクーリング・オフ（無条件解約）の期間は契約した日を含めて8日間（マルチ商法は20日間）となっています。

しかし、最近このクーリング・オフ期間を過ぎた契約解除の相談が多数寄せられています。クーリング・オフ期間後の契約解除は、業者との直接交渉を伴う場合が多く、すんなりとは契約解除には至りません。

契約に関するトラブルは一人で悩まず、早期に消費生活センターなど公的機関に相談をしましょう。

契約のトラブルは
断む前に、まず電話
69-2123



笠岡市消費生活問題研究協議会では、悪質商法の被害を防止するため、さまざまな啓発活動を行っています。

問合せ…市民生活課 ☎69-2123
岡山県消費生活センター ☎086-226-0999

市長さわやかサロンの開催

とき…1月26日(水)13:30~14:30 ところ…市民生活課ロビー
問合せ…秘書課 ☎69-2114